

平成 31 年 2 月 25 日

病院臨床研究倫理委員会内規の改正について

各位

病院臨床研究倫理委員会内規については、病院運営評議会、医学系研究科・医学部教授会及び加齢医学系研究所教授会で承認され、添付ファイルのとおり改正されました。

施行日は4月1日からとなり、4月開催の病院臨床研究倫理委員会で審査される研究から審査手数料が発生いたしますので、お知らせいたします。

改正後の内規は、倫理委員会ポータル「各委員会の内規・名簿」にも掲載しております。

<https://www.rinri.med.tohoku.ac.jp/portal/kanren.html>

審査手数料の支払い方法については、学内の場合には経費の振替処理により行いますので、病院臨床研究倫理委員会での審査日などが確定した段階で、病院研究推進室研究協力係より、

審査手数料を支払う予算の財源、プロジェクト、所管等の確認のご連絡をいたします。

なお、病院臨床研究倫理委員会の審査手数料としては支払い財源の定めはありませんので、大学運営費、科研費、共同研究・受託研究等の外部資金、寄附金など従来の研究費での支払いを想定しております。

ただし、各外部資金制度から審査手数料の支払いが可能かどうかは、制度ごとに個別の確認が必要となりますので、何卒ご留意願います。

何かご不明な点がありましたら、下記担当宛お問合せ願います。

○病院臨床研究倫理委員会審査手数料の支払い手続きの問い合わせ先

病院研究推進室研究協力係

E-mail : hosp-ken@grp.tohoku.ac.jp

Tel:(内)7145

○病院臨床研究倫理委員会に関する問い合わせ先

病院臨床研究倫理委員会事務局

問い合わせフォーム : <https://www.crieto-protocol.hosp.tohoku.ac.jp/faqmgr/tadao3.cgi>